

# 早期の経営改善を促すためのモニタリングの枠組みについて(監督指針の改正)

## <見直しの趣旨>

- 人口減少や高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中において、**金融機関が地域における金融仲介機能を継続的に発揮**するためには、各行において、**持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保**することが必要。
- したがって、たとえ、**足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながる**ため、足下の実態に止まらず、**持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリング**を行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある。

## 現行のアプローチ

### 「収益性改善措置」

**足下の基本的な収益指標**を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に対してヒアリング等を実施し、改善を促す。

必要に応じて、

- ・報告徴求命令（法第24条）
- ・業務改善命令（法第26条）を発出。

※ なお、上記のほか、

- ・信用リスク改善措置
  - ・安定性(市場リスク)改善措置
  - ・資金繰り改善措置
- がある。

「収益性改善措置」を見直し

## 新たなアプローチ

「**持続可能な収益性**」や「**将来にわたる健全性**」に着目した早め早めのモニタリングを実施

### ステップ1

以下の項目について、**足下の傾向が継続すると仮定した場合の将来（概ね5年以内）のコア業務純益（除く投資信託解約損益）やストレス事象を想定した自己資本比率**を算出。

- ・貸出金・預金利息
- ・有価証券利息配当金
- ・役務取引等利益
- ・経費 等

これらの状況が一定の水準を下回る銀行に対して、ステップ2の対応を実施。

### ステップ2

**銀行自らが想定する将来の収益や自己資本の見通し**について、以下の観点から**総合的に妥当性を検証**。

- ・地域の経済状況や顧客基盤の見通し
  - ・実施予定の施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）
  - ・追加コストの発生（本店建替・償却、システム更改費用、減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）
  - ・有価証券の益出し余力 等
- その際、銀行が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか、必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等に留意。

### ステップ3

ステップ2の結果、例えば、**将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる銀行**に対し、

- ・**検査等を実施**し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を実施。
- ・報告徴求命令のほか、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、**業務改善命令を発出**。